国立大学法人ガバナンス・コードにかかる適合状況等に関する報告書(令和8年度)

様式

作成日　2026/10/13

最終更新日　2026/10/15

記載事項	更新の有無	記載欄
情報基準日	更新あり	令和8年9月1日
国立大学法人名		国立大学法人山口大学
法人の長の氏名		谷澤 幸生
問い合わせ先	更新あり	総務部総務課(TEL083-933-5005 E-mail sh083@yamaguchi-u.ac.jp)
URL		https://www.yamaguchi-u.ac.jp

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】

記載事項	更新の有無	記載欄
経営協議会による確認	更新あり	令和８年9月１５日開催の経営協議会において、国立大学法人ガバナンス・コードへの本法人の適合状況について審議を行った。また、令和８年10月２日を締め切りに、すべての原則等への本法人の適合状況について、委員に対し意見を求めた。その結果、委員からは以下のとおり意見があった。 【基本原則４、原則4-2、補充原則4-2①】 エクスプレインの文章は、どこに課題があり、どう直していくのかという、より具体的な行動指針にまで落とし込む必要があるのではないか。 ＜国立大学法人山口大学の対応＞ 経営協議会委員におかれましてはお忙しい中、本学の対応状況についてご確認・ご意見を賜りありがとうございます。いただきましたご意見に基づき、対応状況の記載内容を一部修正しました。引き続き必要な改善策を講じ、ガバナンス体制のさらなる強化に向けて継続的に取り組んで参ります。
監事による確認	更新あり	＜監事からの意見＞ 本報告書については、「国立大学法人山口大学の「国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況」の確認に関する対応方針」に基づいて、担当部門での自主的・自律的な確認を行った後、経営協議会及び監事に確認と意見を求めている他、内部統制会議及び役員会での審議等を実施しており、適切なプロセスを経て作成されたものであることを確認しています。 監事は、学内諸規則や書類の閲覧、担当者との意見交換等を行うとともに、これらの会議に陪席することにより、監査を実施しています。 その結果、本報告書は、国立大学法人ガバナンス・コードへの適合状況を適正に表示しているものと認められ、重要な点において、監事として指摘すべき事項はございません。 なお、危機管理体制及び内部通報制度に関する事項については、その体制整備と運用管理において、改善を要する課題が認められることから、エクスプレインとする評価は相当であり、その改善に向けた取り組みを経営課題として認識のうえ、学長・理事が積極的に関与し、進捗を統制するとともに、担当部門においては、改善対応における具体的な方法と期限を明確にし、実効性を伴う体制整備と運用管理を実現することが重要です。

【本報告書に関する経営協議会及び監事等の確認状況】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		＜国立大学法人山口大学の対応＞ 　監事におかれましてはお忙しい中、本学の対応状況についてご確認・ご意見を賜りありがとうございます。いただきましたご意見に基づき、対応状況の記載内容を一部修正しました。引き続き必要な改善策を講じ、ガバナンス体制のさらなる強化に向けて継続的に取り組んで参ります。
その他の方法による確認		

【国立大学法人ガバナンス・コードの実施状況】

☑ **当法人は、運営方針会議を設置していない法人であり、**
原則２－２－１～原則２－２－３（運営方針会議に関する原則）は適用されず、当該原則に関連する記載を要しない法人である。

☐ **当法人は、運営方針会議を設置する法人であり、全ての原則の対象となる法人である。**

記載事項	更新の有無	記載欄
ガバナンス・コードの各原則の実施状況	更新あり	当法人は、以下の原則を除き、すべての原則を実施しています。 （補充原則2-1-3③、基本原則4、原則4-2、補充原則4-2①）
ガバナンス・コードの各原則を実施しない理由又は今後の実施予定等	更新あり	【補充原則2-1-3③】 ・地震等の災害が発生したことを想定した総合訓練等を実施しており、その結果を検証し、必要に応じて「国立大学法人山口大学危機管理基本マニュアル」及び「国立大学法人山口大学における南海トラフ巨大地震発生時を想定した事業継続計画書（ＢＣＰ）」を見直すこととしているが、コロナ禍以降更新が滞っていた。令和７年度末に開催した危機管理委員会に付議の上、同マニュアルと同事業計画を統合した「国立大学法人山口大学危機管理・事業継続計画」を策定したが、有事の際により実効性のあるものとすべく、令和８年度中の更新を行うとともに、事業継続計画についてハンドブック等を作成し、理解深化を図る。 【基本原則４、原則4-2、補充原則4-2①】 ・内部統制システムの運用体制については、本学WEBサイトにて公表している。内部通報制度については令和６年度内部監査及び監事監査意見書による提言を受け、一部の窓口に「通報者の保護」、「利益相反者の排除」等の事項について不十分な規定があることを認識しており、公益通報制度に準じたより実効性の高い仕組みとするため、令和８年度中の関係規則改正・適用に向けて総務部総務課において検討を進めている。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則１－１ ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋	更新あり	■ビジョン、目標及び戦略を実現するための道筋 ・「山口大学憲章」において、学生・教員・職員の三者が一体となって、理念の共有と目標の実現をめざすこと、「新たな価値の創造」、「社会が抱える問題解決への寄与」及び「地域社会の発展と国際社会への貢献」を私たちの責務とすることをミッションとして掲げている。 ・「山口大学憲章」の基本理念に基づき、中長期的なビジョンとして2030年の本学のあるべき姿・ありたい姿を描いた「明日の山口大学ビジョン2030」を2022年度に策定している。 ・「明日の山口大学ビジョン2030」の策定にあたっては、学生及び教職員に対してパブリックコメントを実施するとともに、高い知見と多様な経験をもつ経営協議会学外委員からの意見聴取を実施のうえ、教育研究評議会、経営協議会における審議を経て策定した後、公表している。さらに、「明日の山口大学ビジョン2030」の実現のため、3年ごと（2024年（令和6年）、2027年（令和9年）、2030年（令和12年））に、本学の目指す姿・ありたい姿を示すマイルストーンを設定し、公表している。また、マイルストーンを設定した３年ごとの状況について、自己点検・評価を実施し、ビジョンの着実な実現に向けて取り組むこととしている。2025年（令和７年）度には、第１回目の自己点検・評価を実施し、ビジョンの実現に向けて順調に進んでいることを確認した。 ・上記ミッション、ビジョンを実現していくための目標及び具体的な戦略として、中期目標・中期計画を策定し、それらを実現するための道筋として、毎年度、年度計画を策定し、年度終了後には自己点検・評価を実施している。中期目標・中期計画及び年度計画の策定並びに自己点検・評価の実施については、学長、理事及び副学長等で構成する大学戦略会議、経営協議会、教育研究評議会における審議を経て決定しており、学内外の多様な意見を適切に反映しながら、目標・計画の実現・達成に向けて取り組んでいる。 ［関係規則等］ □山口大学憲章 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/charter/index.html □明日の山口大学ビジョン2030 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_vision/index.html □明日の山口大学ビジョン2030 マイルストーン https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_vision/index.html#vision-milestone □第４期中期目標・中期計画 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/mokuhyo/index.html □年度計画 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/mokuhyo/index.html □中期計画等の自己点検・評価結果 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/jikotennkennhyoka-system/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－２④ 目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等	更新あり	■目標・戦略の進捗状況と検証結果及びそれを基に改善に反映させた結果等 ・本法人では、目標・戦略を中期目標・中期計画として具体化している。中期目標・中期計画については、毎年度理事・副学長の下で、中期計画毎に年度毎の取組状況と課題を管理する本学独自の「第４期中期計画自己点検・評価シート」を活用して、中期計画を担当する理事・副学長による「自己点検・自己評価」を行うとともに、学長、理事及び副学長等で構成する「大学戦略会議」や「学長・理事と各部局長との懇談会」を通して、進捗状況の確認と検証を行い、その結果を当該年度の取組や次年度以降の「年度計画」に反映させ、「自己点検・評価結果」及び「年度計画」を本学WEBサイトで公表している。 ・第4期中期目標期間中の新たな取組として、各主要施策に3年ごと（2024年（令和6年）、2027年（令和9年）、2030年（令和12年））に本学の目指す姿・ありたい姿を示すマイルストーンを設定するとともに、「明日の山口大学ビジョン2030」の自己点検・評価スキームを構築し、2025年（令和７年）度にビジョンの実現に向けた進捗確認を目的として第１回目の自己点検・評価を実施した。具体的には、まず、担当理事・副学長により領域別の自己点検・評価を行った後、副学長（大学評価担当）の確認を経て、「大学戦略会議」で領域別の状況について確認・意見交換を行った。これを踏まえ、最終的に学長が自己点検・評価を実施し、自己点検評価書を作成した。当該評価書については本学のWEBサイトで公表している。
補充原則１－３⑥（１） 経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制	更新あり	■経営及び教学運営双方に係る各組織等の権限と責任の体制 ・学則に基づき、経営及び教学運営双方の意思決定権限と責任を有する学長の下、各組織等の権限と責任を明確化した内部統制システムを構築しており、大学運営に関し重要な議決・審議機関である役員会、経営協議会及び教育研究評議会について、各会議規則により審議・議決の権限と責任を厳格に定めて体制化しており、学長がそれらの議長として会議を主宰し、強力なリーダーシップのもと、教学と経営に関する合意形成を図りながら、法人運営に関する意思決定を行っている。 ・また、国立大学法人山口大学事務組織規則において各事務組織の所掌事務の範囲を規定するとともに、国立大学法人山口大学文書処理細則において専決権限と責任範囲を定めている。 ・各学部、学環及び各大学院研究科に置く教授会では、山口大学教授会規則第3条の規定に基づき教育研究に関する重要な事項を審議し、学長は関係規則に基づき教授会の意見を聴いて、意思決定をしている。 ・各規則は本学WEBサイトにおいて公表している。 ［関係規則等］ □国立大学法人山口大学学則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000001.html □国立大学法人山口大学事務組織規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000058.html □国立大学法人山口大学文書処理細則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000068.html □山口大学教授会規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000014.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（２） 教員・職員の適切な年齢構成の実現、性別・国際性・障がいの有無等の観点でのダイバーシティの確保等を含めた総合的な人事方針	更新あり	■総合的な人事方針 ・「明日の山口大学ビジョン2030」では、「ダイバーシティを活力の源泉とし、すべての学生・教職員が性別、年齢、障害、民族、性的指向や性自認等に関わらず、それぞれの個性と能力を安心して発揮し、繋がり、活躍することにより、多様な知が共奏するダイバーシティキャンパスを創造します。」と掲げ、教職員のダイバーシティの推進を重点戦略の一つとし、その実現に向けて職種ごとに戦略的な人事を進めている。 ・「令和9年度における教員人事の基本方針について」において、若手教員（35歳以下の若手教員の積極的採用）の採用比率50%以上の実現、外国人教員及び女性教員の雇用促進等の方針を示し、毎年度策定する「教員人事計画」でその実現を図っている。 ・特に、女性教員の雇用促進については、令和7年度に女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を更新し、前回の行動計画を上回る「令和9年度までに女性教員比率を25％とする」という高い目標を掲げた。 ・「事務職員の人事異動等に関する方針」では、採用の原則を定め、採用に当たっては事務組織全体の年齢構成に鑑みた採用時の年齢バランス及び男女比が極端にならないように考慮している。また、人事異動の原則を定め、採用当初から若手職員期、中堅・ベテラン職員期の人材育成方針を定めている。また、他機関へのキャリアアップの奨励、外国機関への派遣を積極的に推進する等、人事交流の推進を図っている。更には、「障害者雇用促進法を遵守するとともに、障害者の行う業務の拡大に努める」と定め、人事課業務支援室を設置して、障害者の自立支援及び雇用促進を行っている。 ・「事務職員の人事異動に関する方針」に加え、人事評価制度に基づき、人事評価結果を昇任、降任、昇格、降格、昇給、勤勉手当等の実施にあたり資料の一つとして活用することで、人材育成の更なる強化を図っている。 ・「明日の山口大学ビジョン2030」、「令和９年度における教員人事の基本方針について」、「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」、及び「事務職員の人事異動等に関する方針」については、本学WEBサイトにて公表している。 ［関係規則等］ □明日の山口大学ビジョン2030 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_vision/index.html □令和９年度における教員人事の基本方針について https://www.yamaguchi-u.ac.jp/wp-content/uploads/2026/07/26071312_kyoinjinji.pdf □事務職員の人事異動等に関する方針 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~saiyou/wp-content/uploads/2024/11/20240221houshin.pdf
補充原則１－３⑥（３） 自らの価値を最大化するべく行う活動のために必要な支出額を勘案し、その支出を賄える収入の見通しを含めた中期的な財務計画	更新あり	■中期的な財務計画 ・中期目標期間における中期計画において、当該計画を実行するための人件費の見積もりを含む必要な支出額を勘案し、運営費交付金、その他の公的資金及び外部資金等を含めた収入額の見積もりを算出して中期的な財政計画（予算、収支計画及び資金計画）を策定し、大学ホームページにて公表している。 ［関係規則等］ □第４期中期目標期間における中期目標・中期計画 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/mokuhyo/index.html □財務諸表・事業報告書 https://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~syukei/11zaimushohyou/16zaimushohyou.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則１－３⑥（４）及び補充原則４－１③ 教育研究の費用及び成果等（法人の活動状況や資金の使用状況等）	更新あり	■教育研究の費用及び成果等 ・教育研究の費用及び成果等については、毎年度、財務諸表等法定公開情報に加えて「山口大学レポート」を作成し、「明日の山口大学ビジョン2030」に掲げた教育・研究テーマに沿った実績、各学部の特徴ある教育研究活動及び財務データ等を報告・紹介し、学外に広く発信するため、本学WEBサイトにて公表している。 ■法人の活動状況及び資金の使用状況等 ・本法人の活動状況及び資金の使用状況を示すため、毎年度、財務諸表等の法定公開情報を作成するほか、財務諸表の附属明細書においては、部局別決算のセグメント情報を作成し、いずれも大学ホームページで公表している。 ・部局別決算情報の分析を行い、分析結果を部局長会議で情報提供し、学内における教育・研究等に係るコストの見える化を進めるとともに、分析結果の部局予算編成等への活用実績を評価し、予算執行に反映させる仕組みを構築している。 ・多様なステークホルダーに対して、本学の財務情報や資金の使用状況を含む教育研究等の活動状況を分かりやすく伝えること等を目的として、毎年度「山口大学レポート」を作成し、学外に広く発信するため、県内の企業・地方公共団体等に送付するとともに大学ホームページで公表している。 ・毎年度の資金運用の活用情報についても大学ホームページで公表している。 ［関係規則等］ □第４期中期目標期間における中期目標・中期計画 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/mokuhyo/index.html □財務諸表及び事業報告書 http://ds.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~syukei/11zaimushohyou/16zaimushohyou.html □山口大学レポート https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/university_report/index.html
補充原則１－４② 法人経営を担いうる人材を計画的に育成するための方針	更新あり	■法人経営を担い得る人材を計画的に育成するための方針等 ・国立大学法人山口大学の経営を担いうる人材（理事）を計画的に育成するため、早期から全学的視点での経営感覚を身に付けさせるため多様な経験の機会や啓発機会を提供する方針とし、以下のような取り組みを実施している。 ＜教員＞ ・学部長経験者等を副学長及び学長特命補佐に任命し、執行部の一員として大学運営を経験させている。 ・副学長を大学の戦略を協議する大学戦略会議の構成員とすることにより、経営感覚を身に付けさせるとともに、国立大学協会等が実施する経営人材を育成するための多様な啓発活動の機会に積極的かつ計画的に参加させている。 ・学部長を経営協議会に陪席させて、特に学外委員の意見等に直接触れる機会を設けている。 ・副学長の職務に関する企画及び立案を行い副学長をサポートする副学長補佐を置き、教育研究評議会等の主要な会議に陪席させ、大学運営を経験させている。 ＜職員＞ ・既存の事務組織に捕われない組織横断的な若手事務職員によるチーム等を設置し、戦略的業務に従事させている。 ・部課長級ポストに適切な人材を配置し、法人のミッション及び特性に応じた戦略的職務を担わせることで、次代の経営人材としての資質向上を図っている。 ・法人経営を支える幹部職員を育成するため、国立大学協会等が実施する「部課長級研修」等の啓発機会に、部課長級の適任者を計画的に派遣している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		■実現状況のフォローアップ ・各取組の実施状況（役職等の配置実績や研修派遣実績等）については、毎年度経営人材を育成するための研修に参加した者（理事・副学長等）からの受講報告・知見の共有を執行部懇談会において実施している。また、人事労務担当副学長による全幹部職員へのヒアリング（配置の適正性や部局課題等の点検）を行い、担当部署において毎年度把握・管理を行うとともに、得られたフィードバックや課題を踏まえた適切な運用の継続・改善に努めている。 ［関係規則等］ □山口大学副学長補佐に関する規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000095.html
原則２－１－３ 理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等	更新あり	■学長の意思決定や業務執行をサポートする体制の整備 ・学長の意思決定や業務執行をサポートする体制として、学長自らが、理事、副学長及び学長特命補佐を学内外から業務に応じて適任者を選任し、配置している。理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して、本法人の業務を掌理すること、副学長は、全学的な立場から学長を助け、学長の定めるところにより、校務をつかさどっており、学長が理事及び副学長の職務分担を決定している。 ・理事は学内者4名及び学外者2名を選任している。学内者は、主に法人経営を担う人材として本学部局長経験者3名（副学長を兼務し、「企画・人事・人事給与マネジメント・大学評価」、「学術研究・産学連携」、「教育学生・大学連携」をそれぞれ担当）を、主に経営を担う人材として文部科学省人事交流者1名（副学長を兼務し、「総務・人事労務・事務組織再編・財務・施設・情報セキュリティ」を担当）をそれぞれ配置している。また、学外者は主に経営を担う人材として民間企業代表取締役経験者1名（「大学戦略」を担当）及び研究機関役員経験者1名（「研究戦略」を担当）をそれぞれ配置している。 ・本法人の職員である副学長には、それぞれ「大学企画運営補佐・大学間教育連携等」「産学連携・研究基盤・研究プロジェクト」「DX・情報化推進・学術基盤」「国際連携・ダイバーシティ推進」「病院」「地域連携・基金・広報」を担当させ、適材を適所に配置している。 ・学長特命補佐は、学長が指示する特命事項に関し、学長を補佐することとなっており、その分野に求められる知識、経験、能力等に基づいて、学長が選任している。 ・令和８年９月1日現在、「大学教育担当」「学部等連携課程担当」「ハラスメント防止・対策」「地域連携強化」をそれぞれ担当する４名の学長特命補佐を選任している。 ・理事、副学長及び学長特命補佐の担当は本報告書において公表するとともに、その権限・責任等については、「国立大学法人山口大学理事に関する規則」、「国立大学法人山口大学副学長に関する規則」、「国立大学法人山口大学学長特命補佐に関する規則」及び「理事及び副学長の職務分担要項」に規定し、本学ホームページにて公表している。 ■長期的な視点に立った経営人材の計画的な育成・確保のための取り組み ・「山口大学憲章」や「明日の山口大学ビジョン2030」に掲げる本法人のミッション及び特性を深く理解し、高い経営感覚を持って大学運営を担いうる人材を計画的に育成している。 ・学部長経験者等を副学長及び学長特命補佐に任命し、大学戦略会議での総合戦略の策定を通じて執行部としての経営感覚を身に付けさせているほか、学部長を経営協議会に陪席させて学外委員の多角的な意見等に直接触れる機会を確保することにより、実践的な大学運営の経験と経営視点の醸成を図っている。また、「ユニバーシティ・デザイン・ワークショップ」等、国立大学協会等が実施する経営人材の育成に資する研修会等に将来を担う人材を積極的かつ戦略的に参加させ、多角的な大学経営視点の醸成や他大学とのネットワーク構築を図っている。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		・さらに、経営的視点から主体的に教育研究力の向上等を検討し、令和7年12月に提言書を出した「若手研究者WG」にみられるよう、教員における次世代の経営人材育成を推進している他、令和8年2月には他大学理事長を招いて大学経営等に関する講演会を開催するなど、教職員が本学のミッションや高等教育政策を深く理解した上で、将来ビジョンや経営戦略を共有できる環境の醸成を図っている。 ・本報告書に示した方針に加え、副学長の職務に関する企画及び立案を行い副学長をサポートする副学長補佐を置き、教育研究評議会等の主要な会議に陪席させ、できるだけ早い段階から次代の経営人材の育成に努めている。 ［関係規則等］ □国立大学法人山口大学理事に関する規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000090.html □国立大学法人山口大学副学長に関する規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000092.html □国立大学法人山口大学学長特命補佐に関する規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000634.html □理事及び副学長の職務分担要項 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/officers_employees/index.html ■理事や副学長等の法人の長を補佐するための人材の責任・権限等 ・山口大学理事に関する規則第3条において、「理事は、学長の定めるところにより、学長を補佐して、本法人の業務を掌理する」、また、「理事の職務分担は学長が定める」と規定し、この規則に基づいて学長が適任者を選任しており、かつ、理事及び副学長の職務分担を決定し、「理事及び副学長の職務分担要項」に定めている。これらは、各役職者の氏名や経歴とともに本学WEBサイトで公表しており、学長の意思決定及び業務執行を支える補佐体制の責任と権限を明確化している。
補充原則２－２－１① 【運営方針会議を設置する法人のみ該当】 運営方針委員の選任等にあたっての考え方や選任理由		該当なし
原則２－３－１ 役員会の議事録	更新あり	■役員会の議事録 ・「国立大学法人山口大学役員会規則」に基づき、本法人の重要事項についての議決事項を以下のとおり定め、役員会における活発な審議を経て、学長は意思決定を行っている。重要事項については、事前に大学戦略会議、部局長会議、教育研究評議会又は経営協議会において複数回にわたる多角的な協議・審議・議決を重ねており、重要事項について十分な検討・討議を行う体制が構築されている。また、毎月の定期開催に加え、経営課題に適時かつ迅速に対応できるよう学長の判断で臨時役員会を即座に招集・開催できる体制を確保しており、2023年度は18回、2024年度は20回、2025年度は22回開催するなど、適時かつ迅速な審議を行っている。 （議決事項） (1)　中期目標についての意見（本法人が法第30条第3項の規定により文部科学大臣に対し述べる意見をいう。）及び年度計画に関する事項 (2)　文部科学大臣の認可又は承認を受けなければならない事項 (3)　予算の作成及び執行並びに決算に関する事項 (4)　重要な組織の設置又は廃止に関する事項 (5)　その他役員会が定める重要事項 ・上記(5)については、「国立大学法人山口大学役員会規則第3条に規定する議決事項のうち同条第5号のその他の役員会が定める重要事項について」において事項を規定している。 ・役員会の議事要旨は、本学WEBサイトにて公表している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		［関係規則等］ □山口大学役員会規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000002.html □山口大学役員会規則第3条に規定する議決事項のうち、同条第5号のその他の役員会が定める重要事項について https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000003.html
原則２－４－２ 外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況	更新あり	■外部の経験を有する人材を求める観点及び登用の状況 ・多様な視点から意見を取り入れることにより大学の経営力の強化を図る観点から、本法人の6名の理事のうち2名は、企業経営経験者及び研究機関役員経験者の学外理事を登用している。理事の経歴及び担当とともに外部人材に求める観点について、本学WEBサイトにて公表している。 ・また、ダイバーシティを確保する観点から、ビジョンに掲げたダイバーシティ・キャンパスの実現とグローバルリーダーの育成を戦略的に推進するため、国際連携・ダイバーシティ推進担当の副学長を配置している。なお、学長、理事等で構成する人事委員会において、学長の指名に基づき女性教員を構成員に加えることで、女性教員比率の向上など、本学のダイバーシティキャンパスの実現に貢献している。 ・役員以外の経営・企画層においても外部人材の登用を進めている。例えば、本学の地域連携強化をより一層推進する目的のもと、産業・商工労働行政等の高度な実務経験と知見を有することを求める人材像として設定し、本学の地域連携・産学連携活動の中で協力実績のあった地方自治体の幹部経験者を「学長特命補佐（地域連携強化担当）」として登用することで、その専門性を全学的な法人運営や地域連携施策に活用している。
補充原則３－１－１① 経営協議会の外部委員に係る選考方針及び外部委員が役割を果たすための運営方法の工夫	更新あり	■経営協議会の外部委員に係る選考方針 ・「本法人の業務の成果を最大化できる経営を実現するため、経営協議会の学外委員については、本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから学長が任命すること」を選考方針としている。以上の方針に基づいて、令和８年度の経営協議会の15名の学外委員を、産業界、医療、教育、地方行政、法曹界、マスコミ、金融業界といった幅広い分野から選出し、その知見を積極的に大学運営に活かしている。 ■議題の設定など運営方法の工夫について公表 ・本学の運営や大学改革の推進等について、高い知見と多様な経験をもつ経営協議会学外委員から様々な意見や提案を頂き本学の機能強化に活かすため、「教育」「研究」「地域連携」「財務」の4分野に係る「経営協議会分科会」を設置している。「経営協議会分科会」は、各分野で毎回テーマを設定し、理事と学外委員とが深い意見交換を行うことで経営協議会のアドバイザリーボードとして機能し、産業界や地域のニーズ・ノウハウを本学の教育研究に反映するとともに、大学の経営力強化を図っている。 ・経営協議会に部局長を陪席させ、学外委員の多様な意見を学長・執行部とともに情報共有している。また、経営協議会及び経営協議会分科会での学外委員からの意見に対する本学の対応状況について、毎年度3月開催の同会議で報告するとともに、本学WEBサイトにて公表している。 ［関係規則等］ □国立大学法人山口大学経営協議会規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000004.html □国立大学法人山口大学経営協議会構成員 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/management_council/index.html

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則３－３－１① 法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由	更新あり	■法人の長の選考基準、選考結果、選考過程及び選考理由 ・学長に必要とされる資質・能力については、学長選考・監察会議が定める「国立大学法人山口大学長選考規則」において、次のように規定し、本学ホームページにて公表しており、学長の選考にあたっては学内周知の他、プレスリリースを行う等広く公募を行っている。 (1)人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営することができる能力を有する者 (2)山口大学の基本理念である「発見し・はぐくみ・かたちにする知の広場」のもと、明確な将来構想を持ち、その実現に向けてリーダーシップを発揮できる者 (3)山口大学の強み・特色を活かし、地域のニーズや社会の変化に対応できる教育研究組織づくりや学内資源の有効活用等、戦略的な組織運営ができる能力を有する者 ・山口大学の学長に必要とされている資質・能力に、学長として基本理念の実現に向けてリーダーシップを発揮すること、とされている。学長がリーダーシップを発揮するには、その支持基盤となる職員の協力・支持が必要不可欠であり、意向を踏まえることは学長選考基準の重要な要素となる。 ・このため、学長候補者の選考にあたっては、意向投票によることなく、学長選考・監察会議が定める選出方法に基づき、学長選考・監察会議の構成員である学外者の意見を反映させながら、所信表明の内容及び意向調査並びに面接の結果を総合的に審議した上で、学長選考・監察会議が自らの権限と責任のもと学長候補者を選考している。 ・学長選考・監察会議において学長候補者を決定した後、その氏名、任期、選考理由、選考過程及び学長候補者の経歴を本学WEBサイトで公表している。また、学長選考・監察会議議事要旨についても、本学WEBサイトで公表している。 ［関係規則等］ □国立大学法人山口大学長選考規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000087.html □学長選考・監察会議議事要旨 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/president_selection_meeting/index.html
補充原則３－３－１③ 法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無	更新あり	■法人の長の再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の有無 ・国立大学法人法第１５条第１項において「学長の任期は、２年以上６年を超えない範囲において、学長選考・監察会議の議を経て、各国立大学法人の規則で定める。」とされており、本法人においては「学長の任期は４年とし、再任を妨げない。ただし、再任の任期は２年とし、通算して６年を超えることはできない」と規定している。 ・学長の任期については、学長選考・監察会議において審議を行い、学長が安定的にリーダーシップを発揮できるとともに継続的な経営・運営体制を構築する観点から、初任期の任期を４年とした。また、学長選考・監察会議の監察機能を機能させつつ経営の継続性を確保するため、再任制度（任期２年）を導入することとした。また、任期の上限は、任期の長期化による組織の硬直化を抑止することを考慮し、通算任期６年までとしている。なお、再任の可否については学長選考・監察会議が審査のうえ決定することとしている。学長の任期は「国立大学法人山口大学長選考規則」において規定し、再任の可否及び再任を可能とする場合の上限設定の理由と併せて本学WEBサイトにて公表している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		［関係規則等］ □国立大学法人山口大学長選考規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000087.html □学長選考・監察会議議事要旨 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/president_selection_meeting/index.html
原則３－３－２ 法人の長の解任を申し出るための手続き	更新あり	■法人の長の解任を申し出るための手続き ・学長の解任については、学長選考・監察会議が定める「国立大学法人山口大学長の解任手続きに関する規則」において、「国立大学法人山口大学長選考・監察会議は、学長に次の事由が存する場合、その他学長たるに適しないと認める場合には、審査の上、その議決に基づき、文部科学大臣に対し学長の解任を申し出ることができる」と規定している。 同規則において、学長の解任の申し出に関する具体的な手続・方法を規定し、本学WEBサイトにて公表している。 [解任の事由] 1)心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき 2)職務上の義務違反があるとき 3)職務の執行が適当でないため本法人の業務の実績が悪化した場合であって、引き続き当該職務を行わせることが適当でないと認められるとき ［関係規則等］ □国立大学法人山口大学長の解任手続に関する規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000089.html
補充原則３－３－３② 法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果	更新あり	■法人の長の業務執行状況に係る任期途中の評価結果 ・学長選考・監察会議は、毎年度、学長による所信表明書及び自己評価書並びに学長選考・監察会議が必要とする資料をもとに学長との面談を行い、業務執行状況を評価し、その結果を学長に通知するとともに、本学WEBサイトにて公表している。 ・評価結果には、本法人の運営に対する助言や今後に期待することを併せて記載している。 ［関係規則等］ □国立大学法人山口大学長の業務執行状況の評価に関する規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000008.html □学長の業務執行状況の評価 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/president_selection_meeting/index.html
原則３－３－４ 学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由	更新あり	■学長選考・監察会議の委員の選任方法・選任理由 ・学長選考・監察会議の委員は、経営協議会から選出された者（本法人の学長、理事又は職員である者を除く。）１１名及び教育研究評議会から選出された者（本法人の学長又は理事である者を除く。）１１名の２２名で組織している。 経営協議会の学外委員は、「本法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命すること」を選考方針として、産業界、金融業界、医療、教育、地方行政、法曹界といった幅広い分野から選出されており、学外委員15名の中から、専門分野のバランスを考慮し、経営協議会で審議の上選出している。教育研究評議会においては、評議員（本法人の学長又は理事であるものを除く。）の中から各部局が推薦する適任者に基づき、教育研究評議会で審議の上選出している。 また、選考方法・選任理由については、本学WEBサイトにて公表している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
原則３－３－５ 大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由	更新あり	■大学総括理事を置く場合、その検討結果に至った理由 ・「国立大学法人山口大学長選考会議規則」に基づき、令和3年3月18日開催の第66回学長選考会議において、学長の業務執行状況の評価等を勘案した結果、現在、教学と経営を一元的に遂行することで適切な法人経営及び大学運営が実現できており、現状では大学総括理事を置く必要は無い旨、承認された。なお、今後、大学総括理事を置くべき特別の事情が生じる等、改めて検討が必要となった場合には、再度審議を行うこととする旨、併せて確認された。 ［関係規則等］ □国立大学法人山口大学長選考・監察会議規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000006.html □第66回学長選考・監察会議議事要旨 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/meeting_information/president_selection_meeting/index.html
基本原則４及び原則４－２ 内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況	更新あり	■情報の公表を通じた透明性の確保 ・本学ホームページにおいて最新のニュースやトピックスを随時掲載している。また、法定公開情報のほか、諸会議情報として本法人の重要な事項を審議する機関である「役員会」、「経営協議会」及び「教育研究評議会」及び学長の選考を行う機関である「学長選考・監察会議」の議事録を本学ホームページにて公表し、透明性の確保に努めている。 ・多様なステークホルダーに対して、本学のビジョンと教育や研究、社会連携の情報と財務情報などを分かりやすく説明した「山口大学レポート」、本学の基本的な情報を掲載した「山口大学要覧」、主に受験生を対象とし本学及び各学部の教育研究の特色・特徴を紹介した「山口大学案内」、児童、生徒及びその保護者を対象に学問の楽しさを知ってもらうことを目的とした「Academi-Q」等の各種刊行物、また、YouTube、LINE、Facebook及びX（旧Twitter）などのSNSを活用して、多様な方法により積極的な情報発信を行っている。 ■内部統制の仕組み、運用体制及び見直しの状況 ・国立大学法人山口大学業務方法書に規定した内部統制に関する基本事項に基づいて、内部統制システムを運用しており、学長、理事等で構成する内部統制会議を原則毎月定例開催して、リスク管理等の内部統制に関する事項について協議及び情報の共有を行っている。具体的には、各部局における自己点検（１次モニタリング）、総括担当部署による各部局へのチェックリスト等での点検・ヒアリング（２次モニタリング）及び内部監査室が実施する内部監査（３次モニタリング）の３つのモニタリングを実施している。モニタリングの結果、指摘があった事項は学長、理事等で構成する内部統制会議に報告され、担当理事・副学長のもと担当部署が要因の解析や改善策を講じ、その結果について部局長会議等を通じて学内全体へ情報共有している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		・また、学長の下に全学的なリスク管理体制を構築しており、リスクが高い項目を優先的に監査する内部監査を実施して、リスクの低減のための対策が有効に機能しているかを検証し、法人経営及び教育・研究・社会貢献活動の安定性・健全性の保持を図っている。内部監査室は、大学の諸活動においてリスクが高いと判断する７６項目について、「影響度」と「発生頻度・可能性」の2面から4段階でリスクアセスメントを実施し、リスクアセスメントの結果に基づき内部監査計画を作成している。内部監査室は、同計画の学長承認後、役員会及び内部統制会議への報告を経て、各部局及び担当部署に対して内部監査を実施し、その結果を学長に報告後、役員会、担当副学長及び内部統制会議に報告し、組織的な業務改善につなげている。また、監査結果に対する改善状況についても、学長報告を行い、組織的な業務改善に継続的に取り組む体制を構築している。 ・内部統制システムの運用体制については、本学WEBサイトにて公表している。内部通報制度については令和６年度内部監査及び監事監査意見書による提言を受け、一部の窓口に「通報者の保護」、「利益相反者の排除」等の事項について不十分な規定があることを認識しており、公益通報制度に準じたより実効性の高い仕組みとするため、令和８年度中の関係規則改正・適用に向けて総務部総務課において検討を進めている。 ［関係規則等］ □国立大学法人山口大学業務方法書 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/business_method_manual/index.html □国立大学法人山口大学内部統制会議規則 https://public2.legalcrud.com/yamaguchi_univ/act/110000012.html
原則４－１ 法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫	更新あり	■法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報をわかりやすく公表する工夫 ・「明日の山口大学ビジョン2030」では、「すべてのステークホルダーに対して積極的な情報公開を行い、透明性の高い大学経営を実践します」と掲げ、本学ホームページや山口大学レポート等の刊行物により、法人経営、教育・研究・社会貢献活動に係る様々な情報を分かりやすく公表している。 ・透明性を確保し公共的財産として多様な関係者からの理解と支持を得るため、国立大学法人法及び学校教育法施行規則等に規定された情報を本学ホームページに公開し、また、「大学紹介」、「学部・大学院・研究所」、「附属病院・附属施設等」、「教育・学生生活」、「研究・産学連携」、「国際交流」、「社会連携」及び「入試」のサイトを設け、関連する情報を集約して発信することで、多様なステークホルダーのニーズに応じた情報が分かりやすく、かつ、収集しやすい環境としている。 ・本学ホームページは、令和4年９月にリニューアルし、暗号化通信に対応したWEBサーバーへの移行、スマートフォンによる閲覧に対応したページ構成など、ユーザーの安全性と利便性の向上に対応した改修を行った。 ・多様なステークホルダーに対して、本学のビジョンと教育や研究、社会連携の情報と財務情報などを分かりやすく説明した「山口大学レポート」、主に受験生を対象とし本学及び各学部の教育研究の特色・特徴を紹介した「山口大学案内」、児童、生徒及びその保護者を対象に学問の楽しさを知ってもらうことを目的とした「Academi-Q」等の各種刊行物、また、YouTube、LINE、X（旧Twitter）及びFacebookなどのSNSを活用して、多様な方法により積極的な情報発信を行っている。 ■法令に基づく適切な情報公開の徹底 ・法令に基づき公開が求められている事項は、本学ホームページに「法定公開情報」として項目をまとめ、毎年4月1日時点での年度更新及び随時の更新を行っている。また、基本的な情報については毎年5月1日時点での情報を「山口大学要覧」としてまとめ、公表している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
補充原則４－１① 対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況	更新あり	■対象に応じた適切な内容・方法による公表の実施状況 ・学生、保護者、卒業生、産業界、地域社会、政府、国内外の教育関係機関等の異なる多様な関係者に大学における諸活動の情報を公表することを踏まえ、本学ホームページには、「大学紹介」、「学部・大学院・研究所」、「附属病院・附属施設等」、「教育・学生生活」、「研究・産学連携」、「国際交流」、「社会連携」及び「入試」のカテゴリーに分類するとともに、「受験生の方」、「在学生の方」、「卒業生の方」、「企業・研究者の方」、「地域の方」及び「教職員」のサイトを設けて、日本語及び英語による情報発信を行っている。 ・全ての学部等及び研究科において、独自のホームページを構築し、教員の教育研究を分かりやすく紹介した「研究紹介」及び「教員紹介」、研究室の活動を紹介する「ピックアップ研究室」等、特色ある教育課程やカリキュラムの情報を掲載している。また、ブログやYouTube、Facebook、X（旧Twitter）等のSNSを活用して、「部局長等からのメッセージ」、「本学教員による学問のミニ講義」及び「オープンキャンパス」等の情報を発信している。
補充原則４－１② 学生が享受できた教育成果を示す情報	更新あり	■学生が享受できた教育成果を示す情報 ・在学生や入学希望者等の直接の関係者のみならず、外部に対して積極的に説明責任を果たしていくという観点から、大学全体の教育成果や教学に係る取組状況等の大学教育の質に関する次の情報を、本学ホームページにて公表している。 ■学生が大学で身に付けることができる能力とその根拠 ・「学生が大学で身につけることができる能力とその根拠」については、卒業時に身につけておくべき能力を「山口大学のディプロマ・ポリシー（学部）」「山口大学のディプロマ・ポリシー（大学院）」として示すとともに、学部学科及び研究科専攻等の学位プログラム単位で「ディプロマ・ポリシー」を策定している。また、教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方をまとめた「カリキュラム・ポリシー」及び山口大学の教育を受けるにふさわしい能力・適性などを備えた入学者を受け入れるために「アドミッション・ポリシー」を策定し、3つのポリシーを本学ホームページにて公表している。 ［関係規則等］ □ディプロマ・ポリシー https://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus/dp/index.html □カリキュラム・ポリシー https://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus/cp/index.html □アドミッション・ポリシー https://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus/ap/index.html ■学生の満足度 ・「学生の満足度」については、本学学生の生活状況等の実態を把握し、 学生生活の一層の向上及び教育改善を図るための基礎資料を得ることを目的に、大学全体レベルでは5年に一度実施する「学生生活実態調査」、また、在学生を対象に学修実態を調査するために1年に1回実施する「学修実態に関する調査（在学生調査）」、学修成果の把握、満足度などを調査するために1年に1回実施する「学修成果に関する調査（卒業・修了時調査）」においても満足度を調査し、本学WEBサイトで公表している。また、授業科目に対する満足度については、毎年度、共通教育及び全ての学部と研究科の授業を対象として学生授業評価を実施して、その分析結果について「山口大学のFD報告書」に掲載し、授業改善を図っている。また、これらの調査結果及び報告書は本学ホームページにて公表している。

【国立大学法人ガバナンス・コードの各原則に基づく公表内容】		
記載事項	更新の有無	記載欄
		［関係規則等］ □2025年度学生生活実態調査 https://ds0n.cc.yamaguchi-u.ac.jp/~st-support/st-support-center/seikatsu-shien/seikatsu-tyousa/index.html □学修実態に関するアンケート（在学生調査） https://www.yamaguchi-u.ac.jp/oltm/irdata/ir_student_research/index.html □学修成果に関するアンケート（卒業・修了時調査） https://www.yamaguchi-u.ac.jp/oltm/irdata/ir_graduate_research/index.html □山口大学のFD報告書 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/oltm/projectreport/index.html ■学生の進路状況 ・「学生の進路状況」については、毎年度、学部及び研究科別に卒業生数、進学者数、産業分類別の就職状況を整理している。就職相談、セミナー及び企業説明会、インターンシップ及び求人情報等の様々な就職支援の情報とともに本学ホームページにて公表している。 ［関係規則等］ □学生の進路状況 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/campus/employment_undergraduate_graduates/index.html

法人のガバナンスにかかる法令等に基づく公表事項		■独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第22条に規定する情報 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/legal_public_information/index.html ■医療法施行規則第7条の2の2及び同規則第7条の3に規定する情報 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/candidate_qualified_person_selection_meeting/index.html ■医療法施行規則第15条の4第2号に規定する情報 https://www.yamaguchi-u.ac.jp/info/audit_committee/index.html